

別表 1 (第 3 条関係)

区 分	対象となる観光施設等と具体的な補助対象要件	必要書類
1 酒蔵訪問	<p>鹿島市内にある自社製造酒蔵 6 軒（下記参照）のうち 1 軒以上を訪問し、酒蔵見学や土産品購入が可能であること。</p> <p>(1)矢野酒造、(2)馬場酒造場、(3)幸姫酒造、 (4)富久千代酒造 (HAMASHUKU KURABITO)、 (5)光武酒造場、(6)峰松酒造場 (肥前屋)</p>	別に定める利用証明書
2 食事利用	<p>原則大型車駐車場が近くにあり、ツアー参加者が一堂に食事可能な鹿島市内の飲食店において、500 円/人以上 (税別) の食事利用をすること。</p>	別に定める利用証明書 又は領収書等(1 人あたりの基本料理の単価が分かるもの)の写し
3 市内観光施設等	<p>あらかじめ市長の承認を受けた鹿島市内の観光施設等を 1 カ所以上訪問すること。なお、例示にあるような観光消費を伴う訪問先が望ましい。</p> <p>例 示</p> <p>(1) 土産品購入が可能な観光施設 (道の駅鹿島、祐徳門前商店街 等)</p> <p>(2) 有料体験が可能な施設 (道の駅鹿島、誕生院 等)</p>	別に定める利用証明書